

開花プログラム

災害への備えと都市機能の充実したまちづくり

- 1 快適な都市環境をつくるために
- 2 災害に強くなるために
- 3 安心して暮らせるために

1-1

自然と調和した都市整備

現 状 と 課 題

本市は、県北の拠点都市として広域的な役割を担っていますが、郊外への人や店舗の流出により市街地の拡散が進行してきました。

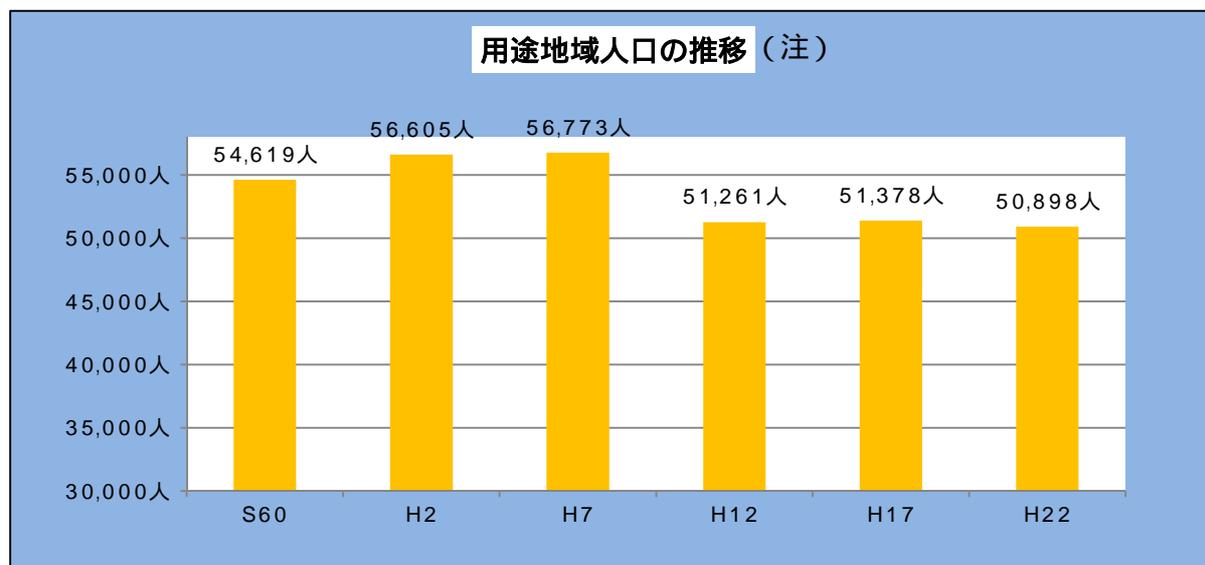
このため、市街地エリアでは、空き店舗や低未利用地の増加が目立ち、商業機能の衰退と賑わいの喪失、空洞化が進んでいます。

また、郊外部では宅地化が進み、丘陵地や農地などの豊かな自然環境が失われつつあり、環境への負荷が増大しています。

さらに、田園エリアや森林・里山エリアでは一層の過疎・高齢化が進み、耕作放棄地の増加や森林の荒廃が進行するとともに、地域コミュニティの希薄化や生活関連施設の衰退が懸念されています。

このようななか、今後のまちづくりにおいては、市街地の拡散を抑制し都市機能と居住の誘導や交通結節点（注）の機能強化などを図り、都市の拠点性を高めるとともに、農地や森林・里山などの良好な自然環境を保全し、地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを進める必要があります。

また、市街地や地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークなどの充実を図り、各地域の連携と交流を促進し、市域が一体となった都市構造の形成を推進するとともに、地域生活拠点の維持向上やコミュニティ活動の促進を図り、安心して暮らし続けられる生活環境の提供が必要です。



（資料：都市計画課調べ）

基本方針

市街地の拡散を抑制し、道路・公園などの都市基盤や公共公益施設などの既存ストックを有効に活用するとともに、居住や医療・福祉など都市の生活を支える機能の誘導と公共交通ネットワークなどの整備によるコンパクトなまちづくりを進め、県北中心都市としての拠点性を高めます。

旧町村地域や小学校区単位に「地域生活拠点」や「小さな拠点」を形成し、地域の生活を支える機能を維持するとともに、農林業の振興、恵まれた自然や景観の保全などを進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
豊かな自然と都市が調和した土地利用ができ、地域の特徴を生かしたまちづくりができています	52.7 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
中心市街地の歩行者・自転車通行量	経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量	8,773 人/日	9,200 人/日
津山駅利用者の満足度	アンケート調査による駅利用者の満足度。	3.0 （5 段階評価）	4.0 （5 段階評価）

施策の方向と主な取組

1 計画的な土地利用の推進

今後の著しい人口減少と高齢化の進行に的確に対応するため、まちづくりの基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を見直し、地域特性を活かした計画的な土地利用の推進を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組みます。

2 市街地整備の推進

市街地の拡散を抑制し、都市機能の集積や良好な住環境を整備することにより、コンパクトにまとまったくらしやすい市街地の形成を進めます。

特に、市街地エリアにおいては、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し、民間活力の導入を図るなど、賑わいの創出や商業の活性化に取り組みます。

また、市街地の円滑な交通を図るため、道路ネットワークの整備による渋滞緩和や、歩道の整備などを推進し、利便性と安全性の高い都市空間の整備に取り組みます。

3 津山駅周辺整備の推進

県北の拠点都市としての機能を向上させるため、津山駅周辺や南北自由通路など一体的な整備を推進し、賑わいの創出と交通結節点の機能強化を図ります。あわせて、国道 53 号の歩道整備や JR 津山駅のバリアフリー化などを支援し、中心市街地へのアクセス機能の強化と駅利用者の利便性の向上を図ります。

4 地域生活拠点の形成

支所・出張所をはじめ、日常生活に必要な郵便局や銀行、病院などの生活関連施設を維持し、地域のくらしを守る生活拠点の形成を進めます。

5 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。

【用語説明】

交通結節点・・・人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所。

用途地域・・・都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のため、建物の用途に一定の制限を行う地域。

1-2

交通基盤の整備

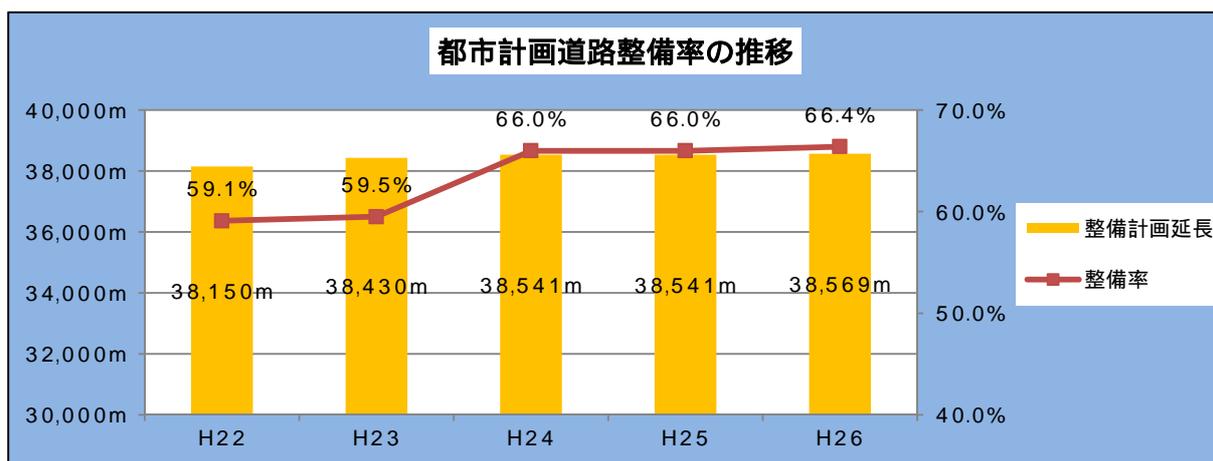
現状と課題

道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、土地利用や災害時の避難路、ライフラインの収納空間など多面的な機能を有するまちづくりの基本インフラです。

市域においては、市街地と周辺地域の生活拠点を結ぶ地域道路網の整備や、地域に密着した生活道路の機能向上に取り組むとともに、市街地の渋滞緩和、通学路の安全確保やだれもが快適に利用できる歩道の整備などを推進し、移動の円滑化と安全・安心な道路網の整備を図る必要があります。

また、都市間との連携を担う広域道路網の整備も重要であり、特に、県南へのアクセス時間の短縮や定時制の確保が期待される空港津山道路の早期完成は津山圏域住民の悲願となっています。

全国的な課題となっている、橋梁やトンネルなど道路施設の老朽化について、ライフサイクルコスト（注）の削減や定期的な点検に基づく長寿命化が重要となっており、本市においても道路利用者の安全や円滑な交通に支障がないよう、予防保全型の維持管理に取り組む必要があります。



(資料：都市計画課調べ)

基本方針

広域連携や、周辺地域との交流促進のため、体系的で効率的な道路ネットワークの形成を図るとともに、地域に密着した生活道路の利便性と安全性を向上し、だれもが安心して快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した道路整備を計画的に推進します。

老朽化する道路施設については、定期的な点検を実施し、適切な予防保全による施設の長寿命化に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
円滑な交通が確保され、安全で快適な道路整備が進んでいる	53.6点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
都市計画道路の整備率	都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合	66.4%	75.0%

施策の方向と主な取組

1 広域道路網の整備

都市間連携の推進や産業・観光の振興を図るため、広域道路網の整備を推進し、移動時間の短縮や定時制の確保による利便性と快適性を高め、「ひと」や「もの」の交流を促進します。

特に、津山圏域と空港を結ぶ地域高規格道路「空港津山道路」の整備を促進するとともに、事業実施区間である「津山南道路」の早期完成をめざします。

2 地域道路網の整備

市街地へ集中する交通の分散化を図る環状道路の整備や、地域拠点間を連絡する主要幹線道路などの整備を計画的に推進し、一体的な道路ネットワークの形成と地域活力の向上を図ります。

3 生活道路の整備

市民生活や地域コミュニティに密着した、生活道路の整備を推進し、生活の利便性と安全性の向上を図ります。

4 道路施設の長寿命化

橋梁やトンネル、道路標識などの道路施設を定期的に点検し、老朽化の現状把握を行うとともに、長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を推進し、道路施設の長寿命化を図ります。

【用語説明】

ライフサイクルコスト・・・構造物の設計や建設に係る費用のみでなく、供用期間中の維持管理費、解体費なども含めたトータルコストのこと。

1-3

公共交通網の充実

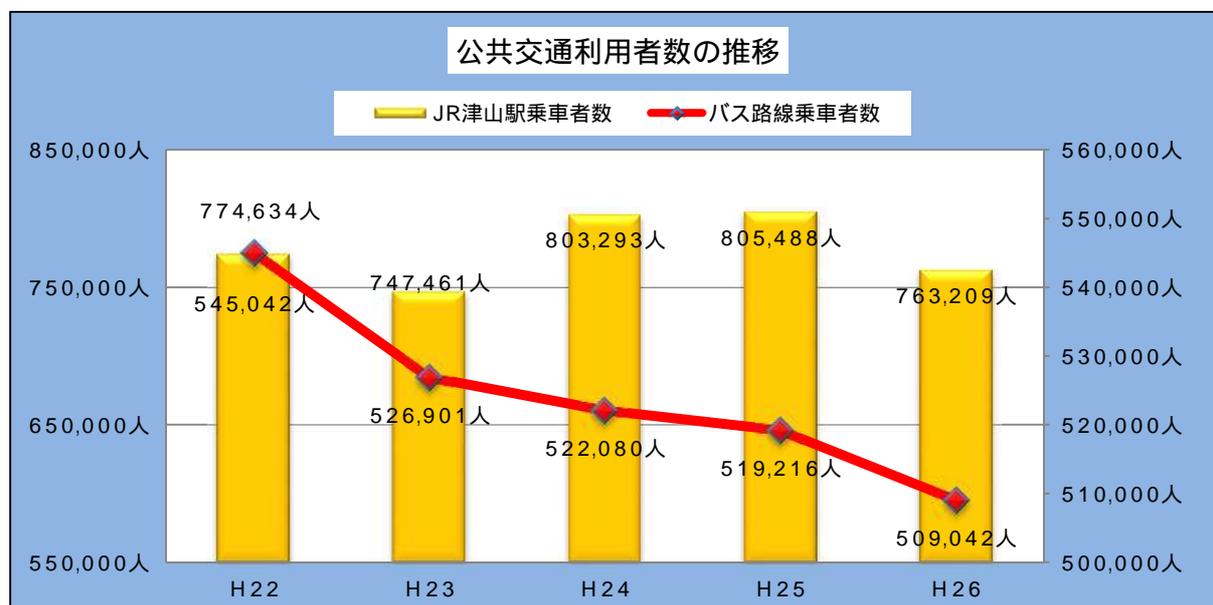
現状と課題

本市では、津山市公共交通連携計画に基づき、ごんごバス、民間バス路線、JRなどとの連携を進め、公共交通機関の利便性向上を図ってきました。

しかし、少子高齢化による人口減少に伴う要因に加え、各路線の運行ダイヤの間隔が長く、また各路線間の連動性が乏しく、利用者の足としての機能が十分に発揮できていないため、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

公共交通は、高齢者など交通弱者にとっては、買い物への足、医療機関への足として、生活するうえで欠かせないものであり、また人的・物的交流の活性化、観光振興を図るための重要な都市機能でもあります。

利用者を増やし路線を維持していくためには、公共交通の空白地域を解消し、利用者の利便性が高まるような新たな交通計画の策定が必要です。新計画では、今後策定する立地適正化計画や中心市街地活性化計画などまちづくりとリンクした交通体系を整備するとともに、地域拠点間の動脈となる公共交通網の整備・充実を図る必要があります。



バス路線乗車数はバス年度（10月～9月）による
（資料：各バス運行事業者実績、JR西日本統計）

基本方針

JRの利便性・快適性向上、現行バス路線の見直しや再編、公共交通空白地域の解消など、市民や観光客が利用しやすい公共交通網の整備を進め、利用促進を図ります。地域拠点間の公共交通網の再編・整備に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
だれもが利用しやすい便利な公共交通網が整備されている	45.7点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
公共交通(バス)利用者数	市内バス路線の乗車者数	(バス年度による) 514,728人	(バス年度による) 535,000人
公共交通(JR)利用者数	JR津山駅の乗車者数	(JR津山駅) 763,209人	(JR津山駅) 794,000人

施策の方向と主な取組

1 公共交通の再編・整備

公共交通のマスタープランとなる「津山市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築します。

事業者との調整を踏まえ、「津山市地域公共交通再編実施計画」を検討・策定し、デマンドバスの導入、バス乗り継ぎ拠点の再編、空白地域の解消、ダイヤ変更による利用しやすい公共交通体系を構築し、地域拠点間の公共交通を再編・整備し、人的・物的交流を促進します。

また、阿波地区での過疎地有償運行を維持し、地域交通の確保を図ります。

2 公共交通の利便性向上

バス案内サイトを構築し、運行状況が把握できるシステムの導入や電光掲示板の設置により公共交通の利便性向上を図り、利用者の満足度向上をめざします。

また、県や沿線自治体と連携し、JRの利便性・快適性向上に取り組みます。

1-4 歴史まちづくりと景観の保全

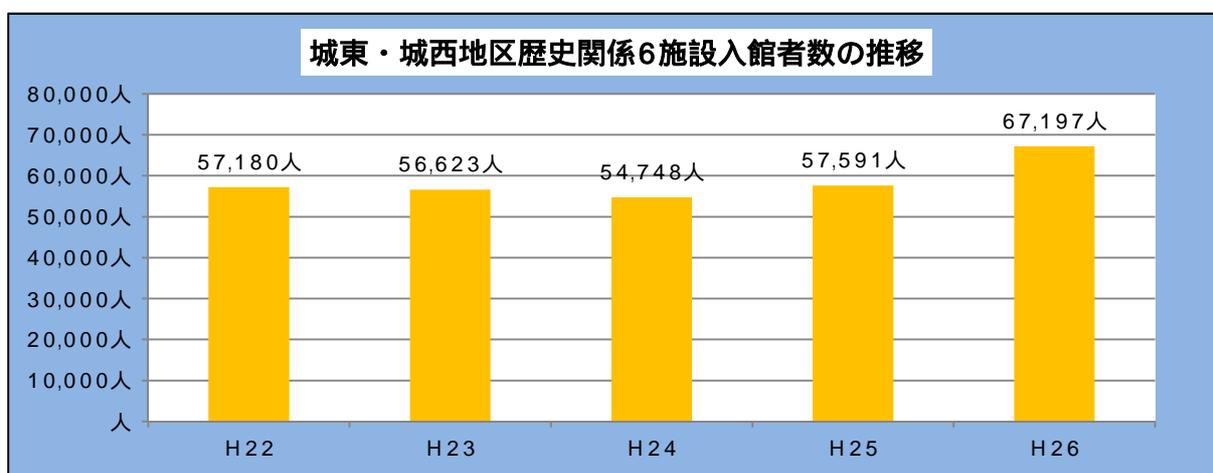
現 状 と 課 題

本市は、城下町の構成要素である城跡、武家地、町人地、社寺地が残る典型的な城下町として評価されています。

これまで、城東地区の町並み景観整備などに取り組み、平成21年には旧城下町全域を対象とした「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的風致（注）のさらなる向上に努めています。

平成25年8月には、城東地区が国の重要伝統的建造物群保存地区（注）に選定されましたが、引き続き、城跡周辺地区と城東・城西地区の歴史資産を活かした景観の維持向上と観光インフラの整備により、観光客の回遊性を確保し、観光振興と地域活性化につなげていくことが必要です。

そして、城下町の歴史景観とともに、市内全域の豊かな自然景観と美しい農村景観が調和する良好な景観を創出し、市民が誇りと愛着の持てる津山らしい景観を次世代へ継承することが重要な課題です。



歴史関係6施設：作州城東屋敷・津山洋学資料館・城東むかし町家・箕作阮甫旧宅・作州民芸館・城西浪漫館
（資料：津山市統計書）

基 本 方 針

城跡、武家屋敷、町家、社寺といった城下町の歴史的な構成要素を保存活用するとともに、それらを取り巻く周辺の町並み景観を整備することにより、古いものと新しいものが調和した津山らしい景観を市民とともに守り・育て・創り、将来世代に引き継げるよう、景観行政に積極的に取り組みます。

観光駐車場や道路美装化などのインフラ整備に組み、津山の魅力的な景観を観光振興に活かします。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
歴史と文化を活かしたまちづくりを推進し、美しい景観を保全できている	59.0 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
城東・城西地区の観光入込客数	城東・城西地区の歴史関連施設入館者数	67,197 人	114,000 人

施策の方向と主な取組

1 歴史資産の保存と町並み景観の整備

城跡周辺地区や城東・城西地区の歴史的建造物や伝統的な町並みを保存・活用するとともに、周辺景観との一体的な調和を図るため、道路の美装化や側溝の改修など、町並み景観の整備に取り組みます。

2 歴史資産の活用と施設整備

歴史的資産を観光振興に活かすため、観光駐車場やトイレの整備、道路環境の改善、魅力的な観光施設の充実を図り、観光客の増加と滞在時間の延長につなげます。

3 景観行政の推進

市全域を景観計画区域に位置付けるとともに、特に、景観保全の必要性が高い区域を重点地区に指定して、景観への影響が懸念される大規模建築などの届出基準を示し、景観の保全・誘導を推進します。

【用語説明】

歴史的風致・・・地域固有の歴史や文化を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域が一体となって形成してきた良好な環境のこと。

重要伝統的建造物群保存地区・・・市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第 144 条の規定に基づき、特に価値の高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

1-5

居住環境の整備

現 状 と 課 題

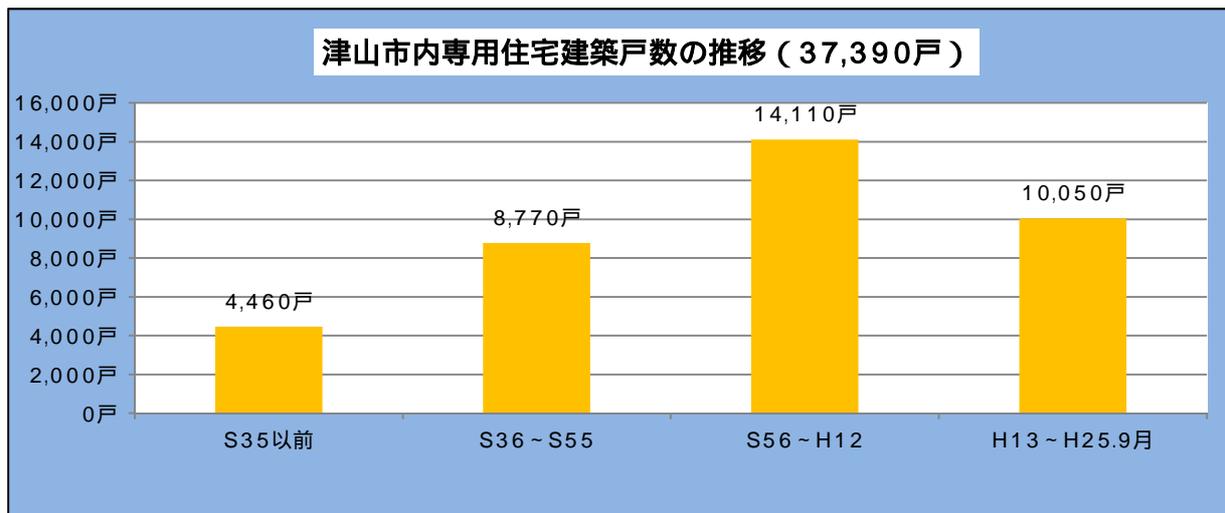
近年、ライフスタイルの多様化が進むとともに、災害への備えや自然環境への配慮など、さまざまなニーズに対応した住宅の供給が求められています。

また、中心市街地の空洞化や中山間地域の過疎化の進行により、一戸建住宅や共同住宅の空き家・空き室が増加しており、本市においても大きな課題となっています。

このようななか、今後の居住環境整備においては、省エネ住宅の普及や建築物の耐震化、空き家・中古住宅などの維持管理と有効活用を図るとともに、高齢者や障害者などすべての人に配慮したユニバーサルデザイン（注）の導入を促進するなど、安全・安心で、人と地球にやさしい居住環境の整備が求められています。

また、公営住宅についても、少子高齢化や人口減少社会の進行を踏まえ、これまでの量の確保から質の確保への転換を図る必要があります。

公営住宅に対する住民ニーズや建物の老朽化に対応するため、適切な維持管理に努めることはもとより、散在する小規模住宅団地の再編や大規模住宅団地の建て替え、既存住宅の機能向上と長寿命化を図り、だれもが快適に暮らすことのできる公営住宅整備に取り組むことが重要です。



（資料：住宅・土地統計調査【総務省】）

基 本 方 針

住宅の省エネルギー化や耐震化の普及を図るとともに、だれもが安全・安心で快適に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した居住環境の整備を推進します。

公営住宅については、量から質の確保へ転換を図ることとし、住民ニーズや老朽化に応じた住宅の再編や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
良好な居住環境が整備されている	61.0 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
住宅の耐震化率	強い地震でも倒壊しない構造の住宅の割合	72%（仮数字）	90%（仮数字）

施策の方向と主な取組

1 人や環境にやさしい住宅整備の啓発

住宅のユニバーサルデザインの導入や省エネルギー化、耐震化などの普及を促進するとともに、多様な居住ニーズに対応した快適で良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的に開催し市民への啓発活動に取り組みます。

2 建築物の耐震化の促進

大地震から人命や財産を守るため、新耐震基準（注）以前に建てられた建築物の耐震化を促進し、安全・安心な居住環境の整備に取り組みます。

公共建築物の耐震化を図るとともに、民間建築物の耐震化を促進するため、所有者・管理者の防災意識の高揚に努めます。

3 公営住宅の整備

公営住宅の整備・更新にあたっては、今後の人口減少社会を見据えた、適切な住戸数の確保に向けて団地の再編を進めるとともに、民間活力の導入（PFI など）や土地の高度利用を検討するなど、効率的かつ効果的な公営住宅の整備に取り組みます。

また、住宅の長寿命化を図るため、予防保全的な改修事業を推進します。

【用語説明】

ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設や製品、情報などのデザインのこと。

新耐震基準・・・昭和 56 年に導入された、建築基準法に基づく現行の耐震基準。

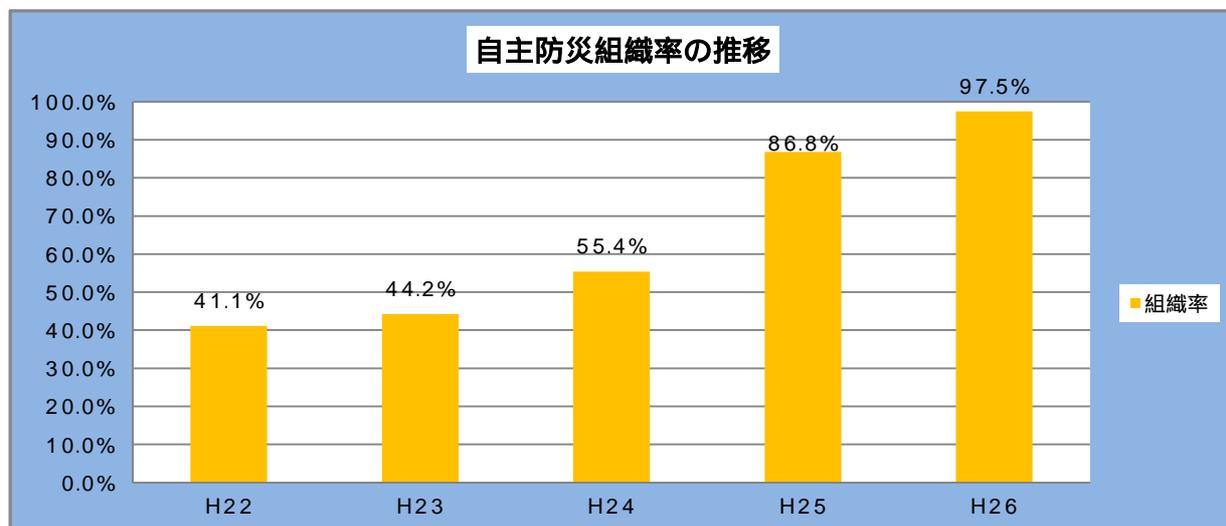
2-1

防災体制の充実と防災意識の啓発

現 状 と 課 題

災害や想定外の事故などから、市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するためには、平常時からの備えが必要です。なかでも、災害被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた取組が重要です。迅速かつ多様な情報伝達手段を整備してより多くの市民へ情報を伝えるとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助・共助の意識に基づいた「自主防災組織」の育成や地域消防防災の中核である「消防団」の充実により地域防災力を高め、公助(市や警察、消防署など)との連携体制を整備し、ライフラインの早期復旧や災害弱者などの対応を進めることが必要となっています。

また、救急救命体制については、高度化する需要に対し、圏域消防組合の効率的かつ効果的な体制整備や救急救命活動を行ううえで医療関係機関との連携体制の強化が求められています。



(資料：危機管理室調べ)

基 本 方 針

自助・共助の考え方による自主防災組織の設立を推進し、平素から防災意識の高揚を図るとともに、減災に向け、公助との協働体制の構築と的確かつ迅速な情報伝達システムを整備します。

消防団の施設・設備の充実や圏域消防組合の効率的な体制整備により、消防力の向上に努めます。併せて、救急救命活動と医療の連携を図ります。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
防災体制が整備され、市民の防災意識の向上が図られている	55.5 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
自主防災組織率	地域防災力の要となる共助組織の整備割合	97.5%	100%

施策の方向と主な取組

1 防災情報伝達システムの整備

災害時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報発信や的確な伝達が不可欠であり、より多くの市民へ情報が行き渡るよう災害情報メールやFM電波の活用による防災ラジオの普及、防災行政無線の整備など情報伝達手段の多重化を図ります。

2 防災意識の高揚

ハザードマップの作成や市内全域を対象とした防災訓練を実施するとともに、自主的な防災活動の支援など、市民一人ひとりが防災意識を高め、協力し相互に支え合う、自助・共助を基本とした地域防災力の強化に努めます。

3 消防・防災・救急救助体制の充実

消防団や圏域消防組合の消防・防災・救急救助体制の整備を行うとともに、医療機関などと連携した救急救命活動を行います。

2-2

災害予防と減災の推進

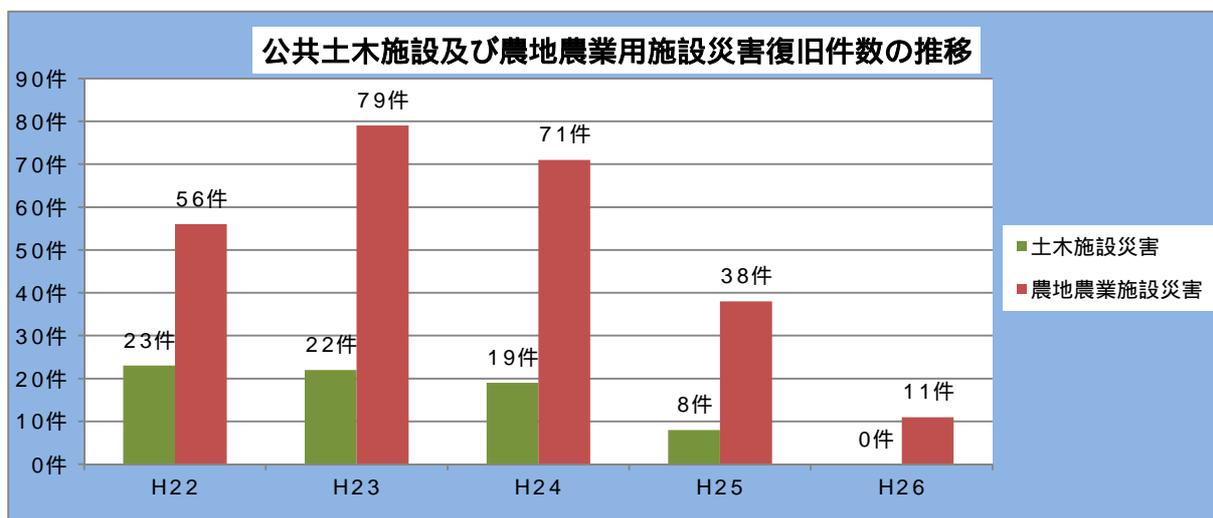
現 状 と 課 題

近年、局地的な集中豪雨や大型台風の上陸などによる災害の激甚化が懸念されています。また、山崎断層帯で地震が発生した場合には、県北東部を中心に、建物全壊が約600棟、最大避難者数約5,700人が想定されており、これらの災害に対し適切な備えと被害の最小化が求められています。

このため、本市では、津山市地域防災計画に基づき、国や県、関係機関などの責務を明確にし、相互が連携して防災対策の推進に努め、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

今後も、防災・減災への取組として、山林の保全や河川改修などの治山・治水事業を推進し、土砂災害の防止と浸水被害の軽減に努めるとともに、雨水排水路の整備や公共施設・住宅などの耐震化を促進し、災害の未然防止を図る必要があります。

また、災害発生時の緊急車両などの通行確保のため、緊急輸送道路（注）に指定されている路線や地域の交通難所について、関係機関と協力のもと体系的な道路整備を進める必要があります。



（資料：土木課、農村整備課調べ）

基 本 方 針

治山・治水事業や雨水浸水対策、住宅の耐震化などに取り組むとともに、関係機関の協力のもと体系的な緊急輸送道路の整備を図るなど、防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
防災・減災が進み、災害予防ができている	52.9 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
ポンプゲート（注）の整備率	ポンプゲートの計画箇所に対する整備済箇所の割合	54.5%	81.8%

施策の方向と主な取組

1 治山・治水対策の推進

荒廃林の整備や急傾斜地崩壊対策などの事業を推進し、土砂災害を未然に防ぐとともに、河川、ため池などの改修や適切な維持管理に努め、洪水被害の低減を図ります。

2 雨水浸水対策の推進

都市部を中心とした、集中豪雨などによる冠水や浸水被害を軽減するため、津山市雨水対策計画に基づき、雨水排水路の整備やポンプゲートの設置に取り組みます。

3 耐震対策の推進と緊急輸送道路の確保

地震への備えとして、住宅などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めるとともに、緊急車両などの通行を確保するため、緊急輸送道路に指定される道路網や地域の交通難所などの整備を推進します。

【用語説明】

緊急輸送道路・・・震災時に救命活動や物資輸送を円滑に行うための大動脈となる、国・県道や幹線市道。

ポンプゲート・・・河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備。

3-1

防犯対策と消費者保護

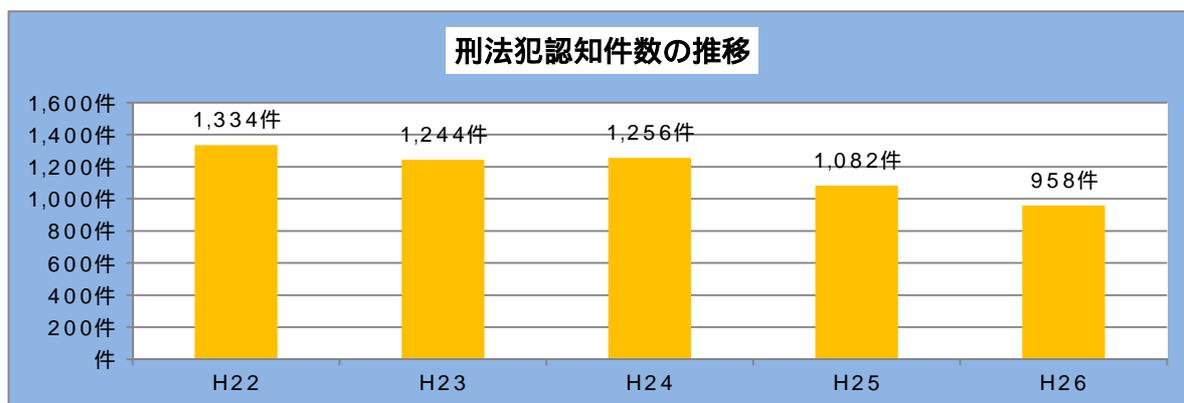
現 状 と 課 題

近年、子どもや女性、高齢者など社会的弱者を狙った事件が相次いで発生するとともに、犯罪が広域化、巧妙化しています。

特に、振り込め詐欺などの特殊詐欺や商品の送り付け商法による高齢者の被害と、インターネットを悪用した悪質サイトへの誘導による若年層の被害が増加し、消費者をとりまく日常生活に関するトラブルが、社会問題となっています。

犯罪が起きにくく、安全安心な社会をつくるためには、警察、学校、市民、事業所などとともに、「地域の安全は自分たちで守る」という意識のもと、防犯施設の整備や防犯活動を行う必要があります。あわせて、社会経済活動からの暴力団の排除や、犯罪被害者やその遺族が、一日でも早く日常生活を取り戻せるよう、条例に基づいた適切な取組が必要です。

消費者保護については、「津山市消費生活センター」の相談体制の充実を図るとともに、消費者教育の推進が求められています。



(資料：津山警察署調べ)

基 本 方 針

安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域住民と協働して、自主防犯組織の活動支援や防犯施設の設置支援を行います。

消費者保護のため、相談体制を充実し、被害防止を図るとともに、啓発活動を通じて、消費活動に関する市民の意識を高めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
犯罪や消費者被害の心配が少ないまちづくりができています	54.3 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
防犯カメラの設置台数	町内会、市が設置した防犯カメラの累計設置台数	111 台	300 台
消費生活講座の参加人数	学校・地域で開催する消費生活講座への参加人数	800 人/年	1,300 人/年

施策の方向と主な取組

1 自主防犯活動の推進と暴力団の排除

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため、地域の自主防犯組織や安全・安心まちづくり推進協議会などの団体と連携して、防犯活動を行うとともに、市民が被害に遭わないための防犯意識の醸成に努めます。あわせて、市民、事業者と一体となって市民生活や社会経済活動の場から、暴力団を排除し、平穏な市民生活を確保します。

2 防犯施設の設置支援

街頭犯罪や少年非行などの防止を図り、安全で住みよいまちづくりを進めるため、犯罪抑止効果の高い防犯灯、防犯カメラの設置を推進します。

3 消費生活対策の推進

安心して豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するため、消費生活センターの相談体制を充実し、被害防止のための情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の消費活動に関する意識を高めます。

3-2

交通安全対策の推進

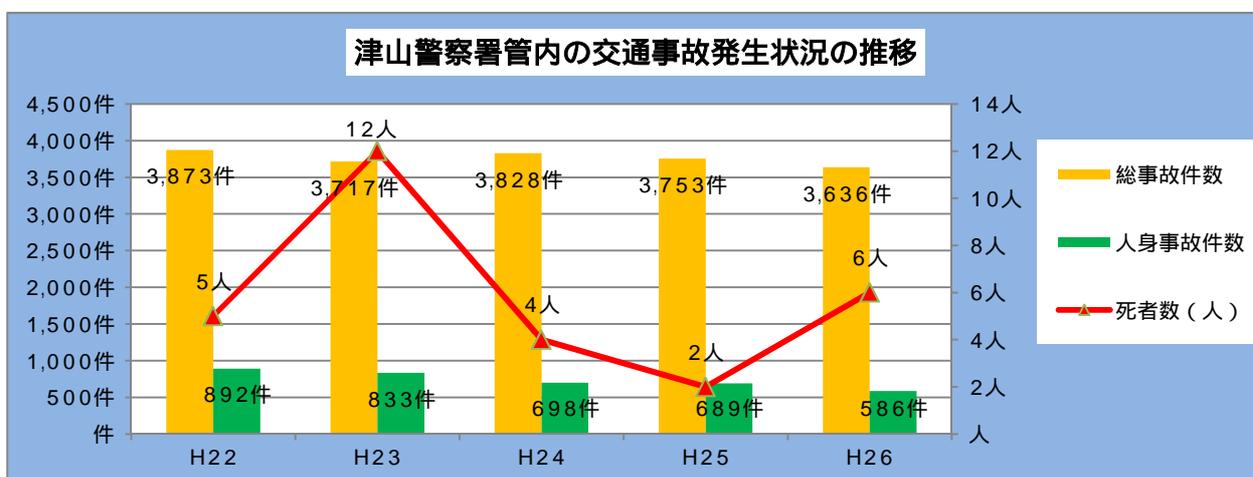
現 状 と 課 題

本市における近年の交通事故発生件数は、減少傾向を示しています。津山警察署管内の事故の特徴としては、交差点付近での事故が全体の約6割を占め、特に高齢者事故の割合が増加しています。事故形態として、車対車の事故が約90%、車対人の事故は、約8%を占めています。

また、全国的に自転車のルール違反による交通事故が多発し、深刻な問題となっていることから、平成27年6月の道路交通法改正において、危険行為を繰り返した自転車運転者に対する講習の受講が義務化されました。

このような状況のなかで、交通事故のない安全な市民生活を確保するためには、道路管理者、警察、交通安全関係団体が連携し、事故多発箇所への対策や、交通安全施設の整備に努めるとともに、幼児から高齢者まですべての年齢層を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施しています。

今後は、学校、家庭、地域、事業所においても、交通安全教育の推進や交通安全意識の高揚が求められています。



(資料：津山警察署調べ)

基 本 方 針

市道、農道において、車両と歩行者がより安全に通行できるよう歩道の設置、交通安全施設などの整備を推進します。

交通安全に対する基本的なルールの遵守や交通マナーの向上を図るため、警察はもとより、学校、家庭、地域、事業所が一体となった交通安全運動を推進します。

将来の目標

市民満足度指標	満足度（平成 27 年度）	目標（平成 37 年度）
交通安全対策が進み、交通事故の少ない安全なまちづくりができている	55.5 点	

成果指標	説明	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 37 年度）
交通事故件数	津山警察署管内の交通事故発生件数	3,636 件/年	2,900 件/年

施策の方向と主な取組

1 交通安全施設の整備

市道、農道において、車両と歩行者が安全に通行できるよう、また、通学路の安全対策を推進するため、歩道の設置、ガードレール、転落・横断防止柵、カーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備、路面舗装などを行うとともに、道路照明などの道路施設の適切な維持管理に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

市民一人ひとりの交通安全意識の徹底を図り、交通事故を減らすため、交通安全対策協議会、交通安全母の会などの団体と連携して、交通事故防止のための交通安全教室や街頭啓発活動を推進します。

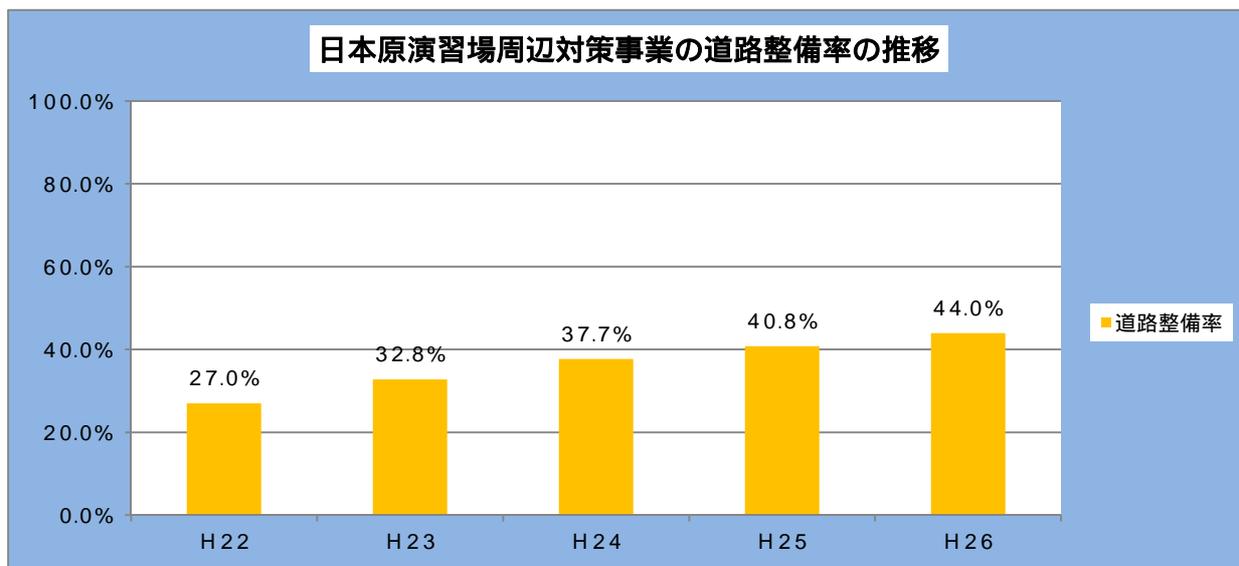
3-3

演習場対策

現状と課題

本市には、勝北地域（広戸地区）に陸上自衛隊日本原演習場及びそれを管轄する陸上自衛隊日本原駐屯地が所在しており、一般訓練はもとより、火砲射撃訓練が可能な演習場となっています。

このため、実弾射撃演習、ヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動、さらには水質汚濁などの障害が発生しています。これらの周辺住民に対する障害の軽減を図るため、中四国防衛局などの関係機関・団体と積極的に連携するとともに、周辺住民の理解と協力を得るなかで、日本原演習場が安定使用され自衛隊の訓練や演習が円滑に行なわれ、地域住民と自衛隊が共存共栄できるよう、適切な対応に努めていかなければなりません。



（資料：勝北支所調べ）

基本方針

関係機関・団体と連携を図り、演習場の使用により発生する騒音や振動障害などの防止及び演習場周辺の整備を促進し、安全で快適な生活環境の整備を進めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
日本原演習場の対策が図られている	67.7点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
日本原演習場周辺対策事業の道路整備率	自衛隊車両との離合困難箇所の解消を図り、安全・安心のための道路整備率	44.0%	100%

施策の方向と主な取組

1 演習場対策の推進

自衛隊車両と一般車両が安全に走行できるための狭小道路の整備、実弾射撃演習やヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動の軽減、水質汚濁など軽減のための水路などの公共用施設整備を進め、自衛隊日本原演習場と演習場周辺地域住民との共存共栄を図ります。